

日時 : 2008/10/25 (土曜日) 13:30-16:00

場所 : 立命館アカデミア@大阪6階

受講生数 : 13名、保護者数名

担当教員 : 佐藤敬二

### \* 自己紹介

現職 : 立命館大学法学部教授、息子が中学一年生

担当講義 : 労働法、社会保障法、ジェンダー論、法学、法政情報論

法教育・高大連携関連講義 (今年度の担当授業)

小学生への法教育 : 京都市立御室小学校での授業

中学生への法教育 : 本講座

高校生への法学教育 : 付属校 (深草、宇治、慶祥) での法学講義、  
協定校 (京都・大阪の20校) での法教育プログラム  
高校での模擬講義 (本年度は南山、高田、大谷高校)  
昨年は高大連携担当副学部長

大学生への法学入門教育 : 法学入門、実定法学の基礎 (1年生前期配当の唯一の専門講義)

### 1. 本講義全体の目的

1) 法教育 = 市民が法を使うことができるための教育、の一環

→ 発達段階に応じた法教育を行う

2) 法への関心醸成

それは、片言隻句を覚えることではなく、通俗的な興味 (e. g. 法の抜け穴を知る) でもなく  
自らの社会生活の中で法を使うことの、主体的能力を醸成すること

### 2. 本講義の特徴

\* 全国で「法教育」が広がっている。ただし、実務家中心なので、具体的事例と法律説明の内容  
その中で、教育関係者による「法教育」作りも進んでいる。これらと比較しての本講義の特徴

1) 受講生自身が運用能力をつけていくための訓練

講師の法律についての講義・解説を受講する受身の授業ではない

この基本的姿勢がなければ、法学部で専門的学習を行っても、法学の能力はつかない

2) 公的規制、公への規制、という視点を入れる

多くの「法教育」ではこの視点がなく、対等平等の当事者間の法運用にとどまっている

→ 公的規制、公への規制、という視点を軸として法学を組み立てているのが「立命館法学」

個々の研究者レベルでは該当する方は多く存在するが、大学の学部全体としてこの視点で組み  
立てているものは多くはない

### 3. 全体の進め方

・自己紹介

#### 1) ガイダンス

1. 問題設定：「ルールへの気づき」から、「疑問を感じる力、主体的運用能力」へ  
その養成を行うのが目的。これは、中学生に限らず全国民にとって必要
2. 中学生として必要なこと  
小学生：ルールへの気づき、中学生：主体的運用能力、  
高校生：国家・司法といった抽象的思考、大学生：専門的知識と運用
3. 講義全体の進行方法の説明

#### 2) 前半

1. 課題の提示：3人の班にケーキが2個、その分配方法
2. 解決策のブレインストーミング→発表
3. 利点・欠点の検討→発表
4. 各班でのルール作り←これが契約

#### 3) 休憩中

1. 自らの班のルールに従ってケーキを配分して食べる
2. 保護者に対して講義概要の説明

#### 4) 後半

1. 力関係に差があった場合の解決方法を考える→発表
2. ICOCA 約款について考える→発表

\* 約款によって運用されることへの疑問が提示できれば、ここでの議論の目的は達成される

#### 5) まとめ講義

1. 前半部分の解決方法について  
全て、具体的法律の中に存在する解決方法である
2. 後半部分の解決方法について  
現実には力の格差が存在するのが通常→法的規制
3. 約款について
4. 公法と私法

#### 6) アンケートの記入

## 中学生講座 はじめての法 授業進行案

2008/10/25 (土曜) 13:30-16:00 立命館アカデミア@大阪6階

受講生 13名、引率2名、保護者若干名

担当 佐藤

### <前半>13:30-14:20

時間	内容	資料・準備物	形態
13:00	受付開始 くじびきで班を決める 班毎に着席	ネームプレート くじ・座席表	
13:30 (10分)	自己紹介：法学部教員、息子が中学生 ガイダンス ルールに気づく、中学生に必要な能力 講義全体の進行説明 自己紹介	ICOCA ガイドブック 「取扱約款」	全体
13:40 (5分)	課題の提示：3人に2個のケーキ	ケーキ	全体
13:45 (10分)	解決策のブレインストーミング		個人
13:55 (10分)	利点と欠点の検討	Worksheet 1	班
15:05 (5分)	発表		班内の 担当者 1
15:10 (10分)	各班の採用する方針の議論・決定 契約書の作成	Worksheet 2 契約書式	班
14:20 (40分)	休憩 契約書に沿ってケーキを食べる	お皿・ナイフ	

### <後半>15:00-15:50

時間	内容	資料・準備物	形態
15:00 (5分)	課題の提示：力の強い者、情報の多い者がいた場合		全体
15:05 (10分)	対策の検討		班
15:15 (5分)	発表		班内の 担当者 2
15:20 (10分)	ICOCA 約款についての検討		班
15:30 (5分)	発表		班内の 担当者 3
15:35 (15分)	まとめ講義		全体
15:50	アンケート記述	アンケート	個人



解決策の利点と欠点を挙げてみよう。

解決策	利点	欠点



# マドレーヌ処理契約書

\_\_\_\_\_ (以下、「甲」という。) と、

\_\_\_\_\_ (以下、「乙」という。) と

\_\_\_\_\_ (以下、「丙」という。) とは、

2008年10月25日開催の立命館大学大学体験講座「はじめての法」におけるマドレーヌの処理について、次の通り、契約を締結する。

## 第1条 (処理方法)

## 第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、2008年10月25日かぎりとする。

## 第3条 (契約違反による解除)

甲、乙、あるいは丙が第1条に違反したときは、他の者は何ら事前の催告なく、本契約を直ちに解除できるものとする。

## 第4条 (損害賠償)

前条にあたる場合、違反した者は他の者に対して、それぞれマドレーヌ2個分の損害を賠償する責任を負い、かつ責任はこの限度とする。

## 第5条 (不可抗力)

天災地変等、契約当事者の責任に帰すことのできない事由により、第1条の処理に支障が生じた場合には、お互いに対して何ら損害賠償の責任を負うことはない。

## 第6条 (規定外条項)

本契約に定めのない事項が生じたとき、又は、本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙丙各誠意をもって協議し、これを解決する。

以上、この契約の成立を証するために本書3通を作成し、甲、乙および丙は各々自署による記名の上、各1通を保有する。

2008年10月25日

甲：

乙：

丙：